

専門分科会等の開催状況等について

1	民生委員審査専門分科会	1
	◆熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例 の制定について（案）	3
2	児童福祉専門分科会	4
2－1	児童福祉専門分科会 審査部会	5
2－2	児童福祉専門分科会 保育所部会	6
3	高齢者福祉専門分科会 保健福祉推進部会	7
4	身体障害者福祉専門分科会 審査部会	8

令和6年12月

熊本県健康福祉部

1 民生委員審査専門分科会 【健康福祉政策課地域支え合い支援室】

【非公開】

(1) 概要

① 目的

民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

② 直近の委員構成

委員数 6人

(2) 活動状況 ※いずれも事務局審査を実施

回 数	審査年月日	審査内容	
		地区担当民生委員	主任児童委員
令和5年度 第9回	令和5年12月26日	2人	—
第10回	令和6年1月31日	6人	—
第11回	令和6年2月26日	1人	—
第12回	令和6年3月25日	12人	—
令和6年度 第1回	令和6年4月26日	4人	—
第2回	令和6年5月27日	5人	—
第3回	令和6年6月27日	1人	—
第4回	令和6年7月29日	3人	—
第5回	令和6年8月27日	2人	—
第6回	令和6年9月26日	3人	—
第7回	令和6年10月28日	4人	—
第8回	令和6年11月25日	4人	—
第9回	令和6年12月下旬（予定）	未定	未定
第10回	令和7年1月下旬（予定）	未定	未定
第11回	令和7年2月下旬（予定）	未定	未定
第12回	令和7年3月下旬（予定）	未定	未定
審査人数（計） (R6. 11. 30 時点)		47人	—
審査結果が「適当」の人数（計） (R6. 11. 30 時点)		47人	—

(3) 議論、検討等を行った項目の概要

調査審議項目	概 要
民生委員の 適否の審査	市町村民生委員推薦会から推薦があった者及び解嘱者について、県が厚生労働大臣に推薦または具申するにあたり、その適否について当分科会において審査を行うもの。 一斉改選以外の随時処理分については、事務の迅速化を図るため、個人調書の内容に疑義がないと判断される場合には、事務局審査を行うこととしており（平成 25 年 9 月 13 日分科会決定事項）、いずれの対象者についても疑義がないと判断されたため、事務局にて審査を行った。 なお、前回分科会開催日（令和 4 年 10 月 11 日）以降に事務局審査を行ったものについては、次回分科会開催時（令和 7 年度開催予定）に推薦及び解嘱に係る具申の状況について報告する予定。

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について（案）

1 背景

民生委員法第4条の規定により、民生委員（児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員に充てられたものとされる。）の定数については、都道府県の条例で定めることとなっており、熊本県では市町村ごと（※熊本市を除く。）に民生委員の定数を条例で定めている。

また、民生委員法第10条の規定により民生委員の任期は3年とされており、令和7年11月30日をもって現行の民生委員の任期が満了となるため、全国一律に民生委員の一斉改選を行うこととなる。

熊本県では、一斉改選の機会に併せて民生委員の定数を見直すこととしている。

※ 熊本市（政令指定都市）における民生委員の定数については、民生委員法第29条の規定に基づき、同市の条例で定めることとされている。

2 民生委員の定数の定め方について

厚生労働大臣の定める基準を十分に参酌した上で、市町村長の意見を聴き、地域の実情に応じて民生委員の定数を定めることとされている。

3 民生委員の定数の変更について

2に従い、市町村ごとの世帯数、面積等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう、地域の実情を踏まえて判断した結果、8市町について、民生委員の定数を令和7年12月1日から次のとおり変更する予定である。

（※条例案を熊本県議会令和7年2月定例会に提案予定。）

市町村名	現行定数(人)	変更後定数(人)	増減
宇城市	150	151	+1
美里町	38	39	+1
玉名市	150	151	+1
山鹿市	153	155	+2
菊池市	109	114	+5
大津町	60	61	+1
御船町	50	51	+1
八代市	329	330	+1

県（全体）	現行定数(人)	変更後定数(人)	増減
	2,805	2,818	+13

※熊本市除く

2 児童福祉専門分科会

【子ども家庭福祉課】

【非公開】

(1) 概要

① 目的

児童の福祉に関する事項の調査審議（主に、里親の認定登録）

② 直近の委員構成

委員数 8人（会長：永野 典詞 [九州ルーテル学院大学人文学部教授]）

(2) 活動状況

回 数	諮 問	答 申
令和5年度 第2回	令和6年2月19日 養育里親認定申請：11件 養子縁組里親認定申請：5件 専門里親認定申請：1件 （令和6年2月14日諮問）	令和6年3月1日 適当
令和6年度 第1回	令和6年11月7日 養育里親認定申請：19件 養子縁組里親認定申請：7件 （令和6年10月30日諮問）	令和6年11月18日 適当

(3) 議論、検討等を行った項目の概要

調査審議項目	概 要
養育里親認定申請 養子縁組里親認定申請 専門里親認定申請	養育里親、養子縁組里親及び専門里親の認定を希望している者について、申請理由、養育方針、家庭内の状況等の情報を確認し、認定が適当かどうかについて検討を行った。

2-1 児童福祉専門分科会 審査部会 【子ども家庭福祉課】

【非公開】

(1) 概要

① 目的

児童の措置等に関する事項の審議、
児童虐待による死亡事例等の検証 等

② 直近の委員構成

委員数 6人（部会長： 城野 匡 [熊本学園大学社会福祉学部教授]）

(2) 活動状況

回 数	諮 問	答 申
令和5年度 第3回	令和5年12月21日、26日（持ち回り） 児童の措置等に関する事項の審議：1件 （令和5年12月14日諮問）	令和5年12月28日 適当
第4回	令和6年3月22日 児童の措置等に関する事項の審議：1件 （令和6年3月15日諮問）	令和6年3月29日 適当
令和6年度 第1回	令和6年5月27日 児童の措置等に関する事項の審議：1件 （令和6年5月24日諮問）	令和6年6月4日 適当

(3) 議論、検討等を行った項目の概要

調査審議項目	概 要
児童の措置等に関する 事項の審議	家庭裁判所の承認による施設入所等措置の申立て等について審議した。

2-2 児童福祉専門分科会 保育所部会 【子ども未来課】

【非公開】

(1) 概要

① 目的

保育所の設置認可に関する事項の審議

② 直近の委員構成

委員数 6人（部会長：永野 典詞〔九州ルーテル学院大学人文学部教授〕）

(2) 活動状況

回数	諮問	答申
令和5年度 第1回	令和6年3月11日 保育所設置認可申請：5件 （新設：3件、民営化：1件、設置者 変更：1件）	令和6年3月11日 適当

(3) 議論、検討を行った項目の概要

調査審議項目	概要
保育所の設置認可に関する事項の審議	申請のあった保育所の新設3件、民営化1件、設置者変更1件について審議した。 5件を諮問し、いずれも「適当」とされた。

3 高齢者福祉専門分科会 保健福祉推進部会

【高齢者支援課】

【公開】

(1) 概要

① 目的

熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の推進、見直し等、
高齢者の福祉及び介護に関する事項の審議

② 直近の委員構成

委員数 22 人（部会長：黒木 邦弘 [熊本学園大学社会福祉学部教授]）

(2) 活動状況

回 数	開催年月日	議 題
令和5年度 第3回	令和6年 2月7日 (書面開催)	・第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 (案) について
令和6年度 第1回	令和6年 10月28日	・第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の 取組実績について ・第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 の取組状況について

(3) 議論、検討等を行った項目（主なもの）

回 数	調査審議項目	協議・質疑事項等
令和5年度 第3回	・第9期計画(案)に関するこ と	・地域ケア会議の充実・機能強化 ・数値目標の設定根拠 等
令和6年度 第1回	・第8期計画の数値目標の達 成状況について ・第9期計画の概要、数値目 標及び個別施策の取組状況 について	・介護人材の確保・育成 ・介護ロボット・ICTの活用 ・有料老人ホーム等への指導 ・被災者支援体制の整備 ・若年性認知症の人の就労支援 等

4 身体障害者福祉専門分科会 審査部会

【障がい者支援課】

【非公開】

(1) 概要

① 目的

身体障害者の障害程度の審査等に関する事項の審議

ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

イ 身体障害者手帳交付申請に係る障害程度の認定

ウ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

② 直近の委員構成

委員数 11人（部会長：掃本 誠治[大牟田天領病院副院長、熊本大学客員教授]）

(2) 活動状況

① 諮問及び答申年月日

回数	諮問	答申
令和5年度 第5回	令和6年1月26日	令和6年1月30日
第6回	令和6年3月19日	令和6年3月25日
令和6年度 第1回	令和6年5月29日	令和6年5月30日
第2回	令和6年7月24日	令和6年8月30日
第3回	令和6年9月26日	令和6年9月30日
第4回	令和6年11月27日	令和6年11月29日
第5回	令和7年1月下旬（予定）	—
第6回	令和7年3月下旬（予定）	

② 諮問及び答申事項（令和5年度第5回～令和6年度第4回分）

ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

諮問	答申（単位：件）		
	適当	不適当	保留
31	31	0	0

イ 身体障害者手帳の障害認定の適否及び等級決定

諮問	答申（単位：件）			
	適当	等級変更 が適当	不適当・却下	保留
33	1	0	32	0

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条
第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

諮問	答申（単位：件）		
	適当	不適当	保留
65	65	0	0

（３）議論、検討等を行った項目の概要

調査審議項目	審査・検討事項等
ア 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定	身体障害者手帳交付申請に係る診断書を作成する医師を指定するにあたり、経歴等について審査を行った。 31 件を諮問し、すべて「適当」とされた。
イ 身体障害者手帳の障害認定の適否及び等級決定	身体障害者手帳の障害認定の可否及び等級決定について、県の事務局では身体障害者認定基準に非該当と思われるもの及び判定困難なケースの審査を行った。 33 件（肢体不自由 14 件、心臓機能障害 12 件、ぼうこう・直腸機能障害 2 件、呼吸器機能障害 3 件、視覚障害 1 件、そしゃく機能障害 1 件）を諮問し、1 件は「適当」、32 件は「不適当・却下」となった。
ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定	育成医療及び更生医療に係る医療機関を指定するにあたって、担当する医師の経歴や医療機関の設備等について審査を行った。 65 件を諮問し、すべて「適当」とされた。